

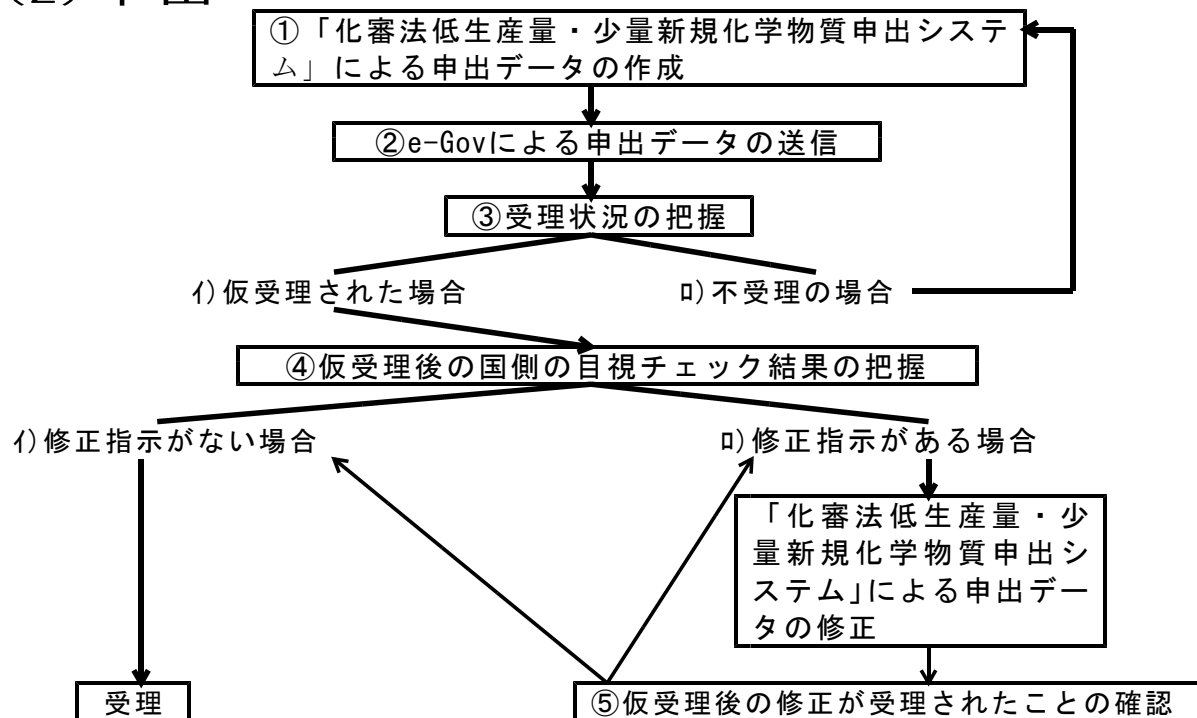
少量新規化学物質申出のインターネットを利用した手続フロー

(1) 電子情報処理組織使用開始申出書（様式 13）の提出（申出者確認コードの申出）による申出者コードの取得

【注意事項】 申出書正本 3 通に返信用封筒を添えて経済産業省に提出（郵送も可。）する。

【提出先】 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(2) 申出



(3) 確認書受領のための返信用封筒の郵送

【注意事項】 仮受理の際に付与される受付番号を右下隅に記載する。

【郵送先】： 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1－3－1
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室